

## 六ヶ所村まちづくり協議会実行委員会委員公募要項

六ヶ所村のまちづくりの基礎となる人材育成と産業振興を図るための事業を効果的かつ効率的に推進し、村民による一人ひとりが誇れる「わがまち」づくりを目指していくために、次のとおり、六ヶ所村まちづくり協議会実行委員会の委員を公募します。

### ○役割

村政発展のため、委員自らが主体的にまちづくりを考え、実行委員会での活動を通して地域の人材育成の推進や産業活性化等を図ること

### ○業務内容

- (1) 協議会が定める事業の円滑な推進を図るための研修会及び調査事業等
- (2) 協議会への事業企画の提案・提言

### ○応募資格

応募しようとする方は、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 六ヶ所村に住所を有し、居住する満20歳以上の方（令和6年4月1日現在）
- (2) 年数回開催する実行委員会に出席できる方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方（※別紙参照）
- (4) 村のまちづくりについて興味・関心のある方
- (5) 現在、村の他委員会等の委員等に委嘱されていない方
- (6) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

### ○公募委員数

2名程度

### ○委員の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間（予定）

### ○報酬・旅費

委員会に出席いただいた場合は、六ヶ所村まちづくり協議会の定めるところにより、報酬及び旅費を支給します。

### ○応募受付期間

令和6年2月1日（木）から2月29日（木）必着

※持参の場合は、平日の午前8時15分～午後5時まで受け付けます

### ○応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、応募してください。応募用紙は、当協議会ホームページからダウンロードできます。

なお、詳しいことは、当協議会事務局にお問い合わせください。

※提出された応募書類は、お返しできません

### ○応募先

〒039-3212 六ヶ所村大字尾駸字野附 475 役場第二分庁舎 2階

六ヶ所村まちづくり協議会 事務局 電話：0175-72-2121

### ○選考

応募書類を厳正に審査の上、選考いたします。選考結果は、応募者全員にお知らせします。

地方公務員法第16条（失格条項）抜粋

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者